

セーフティネット保証認定の申請受付について

平成24年4月
太田市商業観光課

受付場所

商業観光課金融係（市役所5階）
〒373-0853 群馬県太田市浜町2番35号
TEL：0276-47-1833（ダイヤルイン） FAX：0276-47-1881

受付時間

午前8時30分から12時まで
午後1時～4時まで（土日祝日は除く）

認定書発行

受付日の翌日午前11時（土日祝日は除く）となります。
（※午後4時以降は翌日受付扱いになります。）

※以下の認定基準や必要書類をご確認の上申請してください。

第5号（イ）：指定業種 82業種別添指定業種一覧のとおり（平成24年4月1日～）

○認定基準

・指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高が前年同期比マイナス5%以上の中小企業者。

○必要書類

- 申請書2部（イ）様式
- 最近3か月間の試算表及び前年同期の売上高の比較ができる書類
「最近3か月間」とは、申請月の前月から起算しますが、試算表の提出が困難な場合に限り、申請月の15日までは、前々々月から起算し、16日以降は、前々月から起算してください。
- 履歴事項全部証明書の写し
- 代理人選任届（委任状）・・・金融機関の方（代理人）が申請手続きを行う場合に必要となります。
- 許認可証の写し（許認可の必要がある業種）

第5号（ロ）：指定業種 82業種別添指定業種一覧のとおり（平成24年4月1日～）

○認定基準

・指定業種に属する事業を行っており、売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、価格の引上げが困難であるため、最近3ヶ月間の平均売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合が、前年同期を上回っていること。

○必要書類

- 申請書2部
- 最近3か月間の原油等の仕入伝票及び前年同期のもの
- 最近3か月間の試算表、原価計算書及び前年同期のもの
※「最近3か月間」とは、（イ）の基準に準じます。
- 履歴事項全部証明書の写し
- 代理人選任届（委任状）・・・金融機関の方（代理人）が申請手続きを行う場合に必要となります。
- 許認可証（許認可の必要がある業種）

その他 太田市ホームページ、中小企業庁ホームページ

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm#5 を参照して下さい。